

第3編 東海地震に関する事前対策

第1章 総則

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策(地震防災応急対策)を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

[地震発生後は、第4編災害応急対策に定めるところにより対処する。]

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法(以下「大震法」という。)第6条第1項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであり、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、第2編災害予防において定める。

第2章 災害警戒本部等の設置及び要員の参集

第1節 基本方針

東海地震の地震災害に関する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)が発せられた場合、町長は直ちに武豊町地震災害警戒本部を設置し、地震防災応急対策を実施する。

また、気象庁が東海地震注意情報を発表した場合は、警戒宣言時に実施する地震防災応急対策を混乱を避けながら円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。

第2節 対策

第1 地震災害警戒本部

1 地震災害警戒本部の設置、廃止

警戒宣言が発せられたときは、町長は直ちに武豊町地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

警戒本部は、災害対策基本法第23条第1項に基づく災害対策本部が設置された場合に自動的に廃止される。また、大震法第9条第3項に基づく警戒解除宣言が発せられた時は、警戒本部を速やかに廃止するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表されたときは、武豊町災害対策実施要綱に定めるところにより地震災害警戒配備体制をとるものとする。

2 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、大震法、大震法施行令、武豊町地震災害対策警戒本部条例、武豊町地震災害対策警戒本部運営要綱に定めるところによる。

3 地震防災応急対策要員の参集

ア 町長は、次の場合、職員の参集を命ずるものとする。

(ア) 東海地震注意情報が発表された時、又は東海地震注意情報の報道に接したとき

(イ) 警戒宣言の発令に伴い地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知を受けたとき、又は警戒宣言発令の報道に接したとき

イ 職員の配備体制及び参集場所は、警戒本部運営要綱に定めるところによる。

ウ 配備職員として指名された職員は、勤務時間外においてテレビ、ラジオの報道等により東海地震注意情報又は警戒宣言の発令を知り得たときは、参集命令を待つことなく、直ちに定められた場所に自主参集するものとする。

(資料)

・ 79 武豊町地震災害警戒本部条例・・・・・・・・・・・・・・・・(附属資料P128)

・ 80 武豊町地震災害警戒本部運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・(附属資料P129～)

- ・ 51 武豊町地震災害警戒本部の班編成及び事務分掌・・・・・・・・・・(附属資料 P 8 6 ~)
- ・ 52 武豊町地震災害警戒本部配備体制・・・・・・・・・・(附属資料 P 9 1)
- ・ 53 武豊町地震災害警戒本部組織図・・・・・・・・・・(附属資料 P 9 2)
- ・ 46 武豊町災害対策本部員及び武豊町地震災害警戒本部員・・・・・・・・(附属資料 P 7 4 ~)
- ・ 54 災害(警戒) 本部指令書・・・・・・・・・・(附属資料 P 9 3)
- ・ 55 職員配備状況報告書・・・・・・・・・・(附属資料 P 9 4)
- ・ 56 応援職員要請書・・・・・・・・・・(附属資料 P 9 5)

第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報

第1節 基本方針

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報については、県を始め各防災関係機関との間で高度情報通信ネットワーク等を通じて確実に情報の受領伝達を行うものとする。

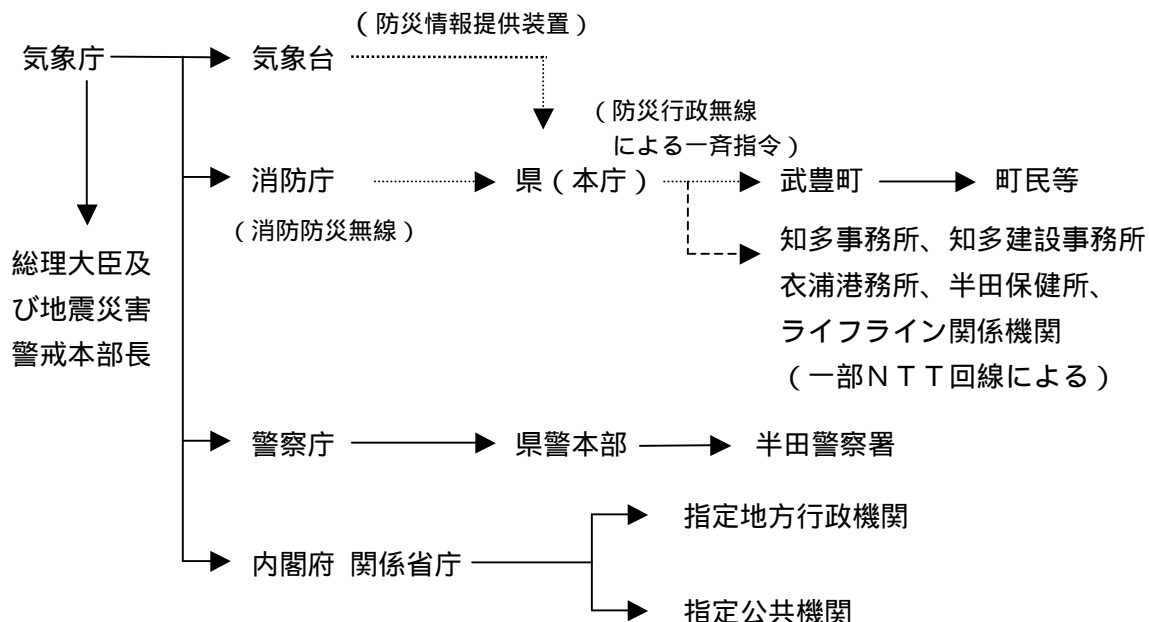
また、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

第2節 対策

第1 警戒宣言等の伝達等

1 伝達系統

(1) 東海地震に関連する情報（東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報）

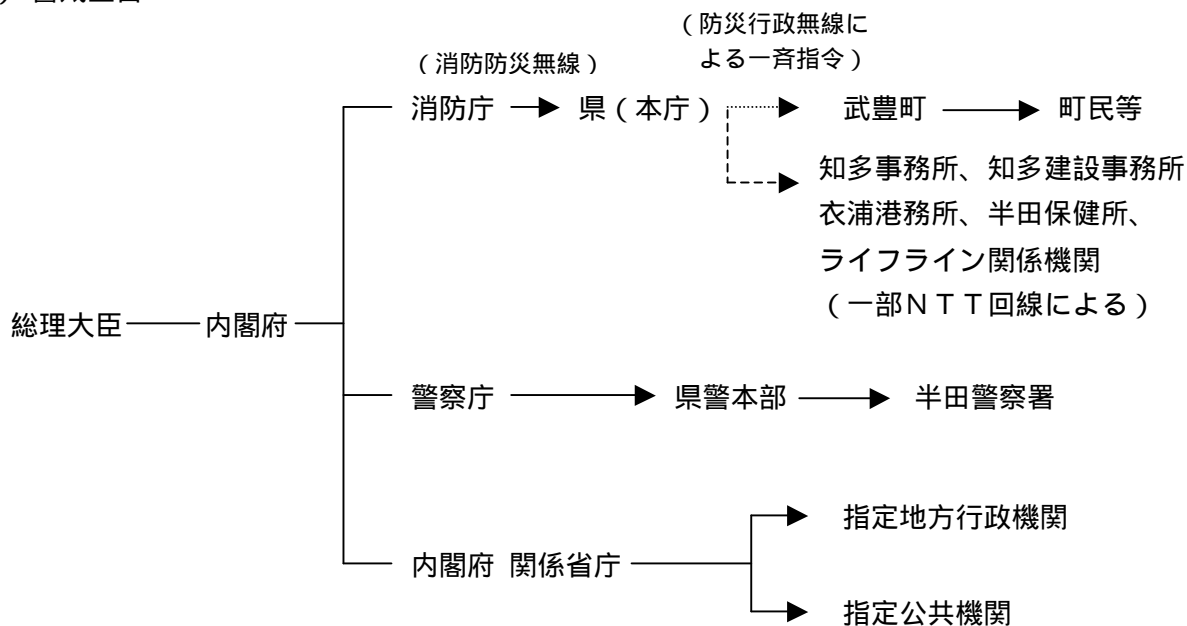


町は、町民等が東海地震に関連する情報の報道又は広報に接した場合に予想される混乱の発生を防止するため職員等に次の事項を周知し、町民等の照会に対する的確な応答を行うものとする。

(イ) 東海地震に関連する情報の意義及び情報収集に関する事項

(ロ) 地震に対する警戒及び火気等の自粛に関する事項

(2) 警戒宣言



〔内閣総理大臣の東海地震の地震災害警戒宣言及び国民に対する呼びかけの例文〕

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を發します。

本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化内では震度6弱以上、その隣接地では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。

地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。

なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は差し控えてください。

地震予知情報の詳細い内容については、気象庁長官に説明させますので、テレビ、ラジオに注意してください。

平成 年 月 日

内閣総理大臣

2 町の内部伝達

町の内部における伝達は、勤務時間内においては庁内放送、電話等によるものとし、勤務時間外における職員の情報伝達、動員方法等については、武豊町災害対策本部運営要綱に定めるところによる。

第2 警戒宣言発令時等の広報

町及び各防災関係機関は、警戒宣言発令時において、町民等に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な防災対応ができるよう、適切な広報活動を実施するものとする。

1 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に県下の地震及び津波の予想ならびに本町における災害危険箇所及び避難対象地区の周知
- (2) 町長から町民への呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (4) 保育園、小中学校に係る措置の内容
- (5) 家庭において実施すべき防災対策
- (6) 自主防災組織に対する防災活動の要請
- (7) 電気、ガス、水道、通信等、ライフラインに関する情報
- (8) 強化地域内外の生活関連情報
- (9) 避難対象地域外の小規模小売店に対する営業継続の呼びかけ
- (10) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (11) 応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (12) 交通規制の状況、公共交通機関の運行状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- (13) 混乱防止のための対応措置
- (14) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (15) その他状況に応じて町民及び事業所等に広報周知すべき事項
(基本的な伝達事項)
 - 火気の使用、自動車の運行及び危険な作業等の自粛
 - 消火の準備、飲料水等の緊急貯水
 - 非常持出品の点検及び確認

〔警戒宣言発令時の町長から町民への呼びかけ例文〕

町民の皆さん、武豊町長の でございます。

既にご承知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日 時 分、東海地震の警戒宣言を
発しました。

この地震が発生しますと武豊町では、震度6弱程度のかなり強い揺れと津波の襲来が予想され
ますので十分警戒してください。

特に次のことに注意し、いざというときに備えてください。

- 1．火の使用、車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。
- 2．消火の準備、飲み水の汲み置きをしてください。
- 3．津波の襲来が予想されますので、釣り人などは直ちに海岸から避難してください。
- 4．デマなどに惑わされず、テレビ、ラジオの放送や町の広報など正確な情報に耳を傾け、
避難などで外出する場合も、町、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく落ち着い
て行動してください。

町は、警戒本部を設置し、防災対策に全力を挙げています。町民の皆さんと力を合わせて、
この非常時を乗り越えていきたいと思います。防災活動へのご理解ご協力をお願いいたします。

〔津波についての呼びかけ例文〕

町から津波についてお知らせします。

東海地震が発生した場合に予想される津波は、高さ m程度で、第一波が地震後 時
間で衣浦港に到達すると予想されます。

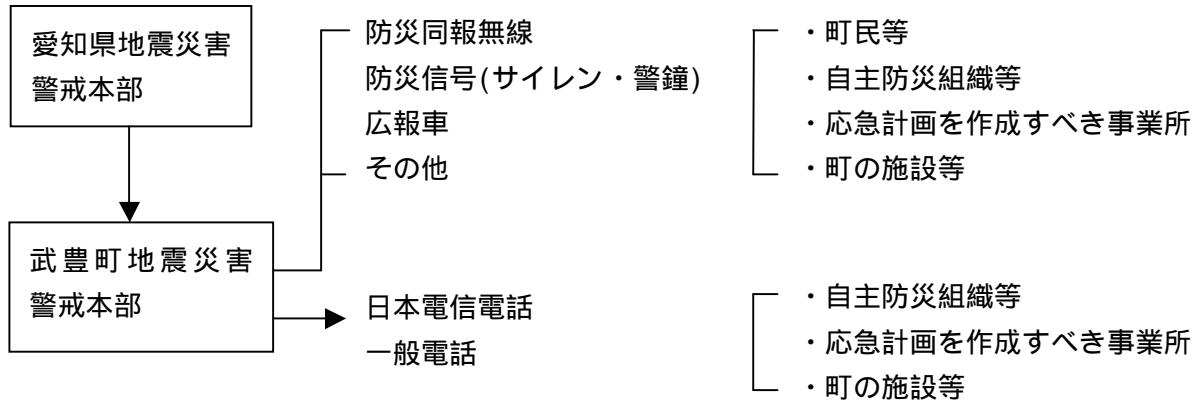
海岸では津波が何度も繰り返し押し寄せますので、関係者は十分警戒し、次のことを守って
ください。

- 1．釣り、ウインドサーフィン、ヨットなどは直ちに中止して陸上に避難してください。
- 2．ふ頭に接岸している船舶は、定められた安全対策を実施してください。
- 3．今後、海岸には近寄らず、津波警報、注意報等が解除されるまで万全な対策をお願いします。
- 4．テレビ、ラジオの放送や町の広報に耳を傾け、正確な情報を得るとともに、町、警察、消
防などの職員の指示に従ってください。

2 広報手段等

広報は、防災同報無線、CATV放送、防災信号、広報車及び自主防災組織等を通じて次の伝達システムにより行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者への対応については、多言語、簡単な日本語による表示、冊子及び外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。



地震防災信号

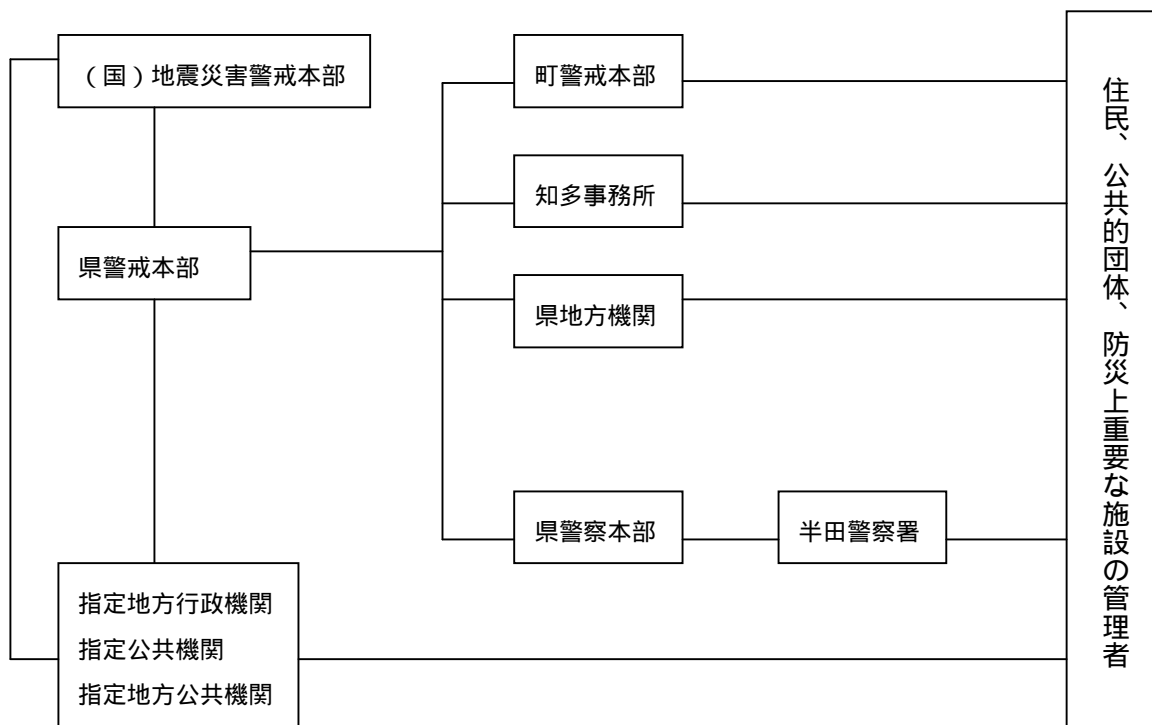
警 鐘	サイレン
(5 点 打) - - - - -	(約 4 5 秒 吹 鳴) _____
	(約 1 5 秒 空 白)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

3 問合せ窓口

居住者等の問合せに対応できるよう、警戒本部に問合せ窓口を設置する。

第3 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

1 収集・伝達系統



2 報告事項・時期

- (1) 町は、警戒宣言発令後1時間以内に、様式1により県に報告する。
- (2) それ以降は、様式2により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。
 - ア 報告事項は、別記様式2に記載の事項とする。
 - イ 報告時期
 - は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに。
 - は、避難に係る措置が完了した後速やかに。
 - から は、それぞれの措置を実施するために必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次。

(資料)

- ・ 6 避難・地震防災応急対策の実施状況報告(様式1)・・・(附属資料P9)
- ・ 7 避難・地震防災応急対策の実施状況報告(様式2)・・・(附属資料P10)

第4章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

第1節 基本方針

町は、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合は、主要食料、生活必需品、医薬品等の確保、配備を行うとともに、災害応急対策に係る措置を実施するため必要な資機材及び人員の配備を行うものとする。この場合、町は、町内業者等の協力を得て、流通在庫物資の調達及び保有資機材、人員等の確保に努めるとともに、必要に応じて県等の備蓄品の供与又は貸与を要請するものとする。

なお、町長は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、大震法第27条第1項の定めにより、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件の使用ができるものとする。この場合、町長は、土地建物等の占有者等に対して大震法施行令第13条に定める通知等をするものとし、この措置により通常生ずべき損失について、大震法第27条第6項の定めにより、これを補償するものとする。

また、町長は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要と認めるときは、町民等に対して協力命令等を発することができる。

第2節 対策

第1 主要食糧、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保

警戒宣言の発令時及び災害発生時に必要な緊急物資は、町民等が平素の自主防災活動による自助努力で確保することを基本とするが、町においてもこれらを補完するため、備蓄及び町内業者等からの調達により地震発生後の被災者救護に必要な食糧、生活必需品、医薬品、各種資機材等の確保を図るものとする。

なお、これに要する人員体制は、警戒本部運営要綱の定めるところによる。

1 食糧の確保

町は、発災に備えて主要食糧の備蓄を図るとともに、町内業者等から食糧と合わせて調味料、副食物、食器類、調理器具等の在庫物資を調達する体制をとるものとする。

なお、町内で必要量が調達できない場合は、県、日赤愛知県支部、近隣市町等に対して協力を要請し確保に努めるものとする。

食糧	米、乾パン、缶詰類、乳児用ミルク、クラッカー等
副食物	漬物、缶詰類等
調味料	塩、しょう油、みそ等
食器類	ガス調理器、なべ、かま、はし、食器、コップ、ほ乳瓶等

2 生活必需品の確保

町は、発災に備え、被災者の日常生活に欠くことのできない衣類、寝具、その他の生活必需品の備蓄を図るとともに、町内業者等の在庫物資の調達確保に努めるものとする。

また、生活必需品を扱うスーパーマーケット、小売店舗等については、警戒宣言が発せられた場

合も極力営業を続けるよう要請するものとし、さらに、必要に応じて県、日赤愛知県支部及び近隣市町等に備蓄品の供与又は貸与を要請するものとする。

(注)生活必需品 —— 毛布、衣類、洗面具、タオル、チリ紙、洗剤、燃料等

3 医薬品の確保

町は、発災に備えて応急用医薬品等の備蓄に努めるほか、町内業者等の在庫物資の調達確保に努めるものとする。なお、町内で確保が困難な場合は、県・日赤愛知県支部等に備蓄品の放出を要請するものとする。

(注)応急用医薬品 —— 包帯、ガーゼ、救急用絆創膏、止血剤、鎮痛剤、消毒剤、鎮静剤、三角巾等

(資料)

- ・ 97 災害時の医療活動に関する協定書・・・(附属資料P199～)
- ・ 34 非常食糧等の備蓄状況・・・(附属資料P52)

第2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

町及び各防災関係機関は、東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合は、発災後の災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

1 緊急輸送確保用資機材及び人員の配備

- (1) 町は、東海地震注意情報が発表された段階から発災後における緊急輸送道路を確保するため、町内業者の協力を得て、応急復旧用資機材及び人員の確保を図るものとする。
- (2) 県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合は、居住者等の避難の円滑な実施を図り、又は緊急輸送車両等の通行を確保するため、交通規制標示板等を必要箇所に設置するものとする。
- (3) 東海旅客鉄道株式会社及び名古屋鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合は、発災後における応急復旧に備え、およそ次のような措置を講ずるものとする。
 - ア 応急復旧用資材及び機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資材、機器についても、その所在を確認する。
 - イ 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

2 給水確保用資機材及び人員の配備

町は、東海地震注意情報が発表された段階から発災後に備えて町民等の飲料水等を確保するため、配水池の操作に必要な人員配備及び応急給水、応急復旧に必要な人員、車両、資機材等の確保に努めるものとする。

また、県、県水道南部ブロック協議会、日本水道協会愛知県支部地域連絡協議会、緊急指定工事店等と連絡を密にし、災害時の緊急体制を整えるものとする。

(資料)

- ・ 35 応急給水用資機材・・・(附属資料P53)
- ・ 94 水道災害相互応援に関する覚書・・・(附属資料P189～)

3 下水道確保用資機材・人員の配備

下水道管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、次の措置をとる。

- ア 直ちに各施設を緊急点検する。
- イ 発災後の応急復旧に備えて資機材の点検、確保及び要員の確保に努める。

4 電気供給確保用資機材及び人員の配備

中部電力株式会社は、東海地震注意情報の発表の伝達を受けた場合、社内に警戒体制を発令し地震災害警戒本部等を設置し、次の措置を講ずる。

- ア 車両等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- イ あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

5 通信確保用資機材及び人員の配備

西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、KDDI株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

6 ガス供給確保用資機材及び人員の配備

東邦ガス株式会社及びその他のガス事業者は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

- ア 車両等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- イ あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

7 浸水対策用資機材及び人員の配備

町は、地震災害に伴う浸水被害を防止又は軽減する対策を迅速かつ強力で推進するため、町内業者の協力を得て浸水対策用資機材及び人員の配備を行うものとする。

なお、浸水対策用資機材に不足を生ずる緊急事態に際しては、県へ応援を要請するものとする。

(資料)

- ・ 2 水防施設・設備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(附属資料P2)

8 廃棄物処理及び清掃活動確保用資機材の確保並びに人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設(常滑武豊衛生組合)

常滑武豊衛生組合は、地震災害の発生の恐れがある場合は、速やかに処理施設の緊急点検を行い、発災後速やかに復旧、稼働できる体制を確保するものとする。

イ 廃棄物の収集運搬及び処理

町は、地震災害による倒壊家屋その他の大量廃棄物の発生に備え、これらの収集、運搬、処理が速やかに行えるよう、収集運搬委託業者の体制確保及び瓦礫等の一時保管場所の確保に努めるものとする。

なお、被災地域が広範囲にわたり排出量が委託業者の輸送能力を超える場合等、状況によっては町内建設業者保有車両の支援を受ける等の体制を確保するものとする。

ウ し尿処理施設(中部知多衛生組合)

中部知多衛生組合は、地震災害の発生の恐れがある場合は、処理施設の緊急点検を行い、発災後速やかに復旧、稼働できる体制を確保するものとする。

エ し尿の収集運搬及び処理

町は、地震災害の発生後においてもし尿の収集、運搬、処理が速やかに行えるよう、収集運搬委託業者の体制確保に努めるものとする。また、地震災害発生による家屋の倒壊、下水道管の破損、水道の断水、し尿浄化槽の破損等により水洗トイレが使用不可能となる場合に備え、素掘トイレ又は仮設トイレの確保に努めるものとする。

(資料)

- ・ 44 ごみ処理施設及びし尿処理施設・・・・・・・・・・・・(附属資料P68～)

9 防疫活動確保用資機材及び人員の配備

町は、発災後、被災地域及び避難場所等における防疫等の保健衛生対策を速やかに実施するため必要な資材及び人員の配備体制を整備し、県、医療機関等との連携のもとに、伝染病の予防、患者の早期発見・隔離収容及び予防接種等必要な措置を講じる準備を整える。また、必要に応じて、消毒及びそ族、昆虫等の駆除体制をとるものとする。

(資料)

- ・ 45 消毒体制及び消毒機材(防疫)・・・・・・・・・・・・(附属資料P73)

10 医療救護用資機材及び人員の配備

町は、東海地震注意情報が発表された段階から発災に備え、応急的な医療救護活動を実施する体制を整備するため、県及び医療機関等の全面的な協力のもとに、次のような措置を行うものとする。

ア 災害拠点病院である半田市立半田病院を拠点として医療救護活動の準備を進めるとともに、知多郡医師会及び各医療機関との連携を密にし、二次収容病院としての機能を確保する。

イ 災害の状況によっては、救護所を設置し応急的な医療活動を実施することが必要となるため、知多郡医師会及び半田市立半田病院で必要な医療救護班の編成の準備を行う。

(ア) 医療救護班の編成は、おおむね医師2～3人、看護師2～3人、薬剤師1人、事務職1～2人とする。

(イ) 医療救護用の医薬品及びその他衛生機材は、おおむね「災害時の医療活動に関する協定書(平成13年5月28日協定)」別表1に基づき、災害用救急箱として整備しておく。

ウ 町内の救急患者入院、手術可能医療施設及び収容可能床数は、次のとおりである。

杉石病院 2床 石川病院 3床

エ 発災後の応急的な医療救護活動の実施に応援が必要と判断される場合は、町は県に対しその編成、派遣の準備を要請するものとする。

(資料)

- ・ 97 災害時の医療活動に関する協定書・・・・・・・・・・・・(附属資料P199～)

第5章 発災に備えた直前対策

第1節 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

第2節 避難対策

第1 町が行う避難対策

1 避難対象地区の指定

警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる地区（以下「避難対象地区」という。）は、急傾斜地崩壊危険区域等、地震が発生すると同時又は発生後間を置かないで大被害が予想される地域で、町があらかじめ定める区域とする。

2 避難対象地区の広報等

（1）町は、避難対象地区の居住者等に次の事項等の周知徹底を図るものとする。

- ア 対象区域の範囲および想定される危険の種類
- イ 避難場所
- ウ 避難場所に至る避難路
- エ 車による避難が行われる地域及び対象者、手法等
- オ 避難の勧告又は指示の伝達方法
- カ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- キ その他の避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持ち出し品、服装、車の使用禁止等）

（2）警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区への避難の勧告又は指示の手段は、第3の2広報手段等に準じて行う。

3 警戒区域の設定等

（1）町長は、警戒宣言が発せられた場合において、町民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、避難対象地区について避難の勧告又は指示を行い、又は地震災害による危険を防止するために必要と認める区域について、警戒区域の指定を行うとともに、次の措置をとるものとする。

- ア 防災同報無線、広報車等による避難の勧告、指示等の周知
- イ 県警戒本部への避難状況等の報告
- ウ 避難対象地区の自主防災組織、施設及び事業所への周知、集団避難の指示
- エ 半田警察署長への避難勧告、指示等を行った旨の通知及び避難誘導、交通規制等の措置の依頼

- オ 避難場所の開設及び応急対策用資機材の点検整備
- カ 警戒本部と避難場所を結ぶ情報連絡網の開設
- キ 避難終了後の地区についての防火防犯パトロールの実施

4 避難所の開設等

- (1) 避難対象地区及び警戒区域の設定を行った場合の居住者等の避難場所は、第4編第9章第1節「避難計画」で示す場所とする。この場合、居住者等は発災に備えて安全を保ちながら避難するものとする。
- (2) 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の確保ならびに職員の派遣を行うものとする。
- (3) 自主防災組織、事業所、施設等は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び警戒本部の指示に従い、町民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- (4) 避難生活は、原則として建物倒壊のおそれのない屋外で送るものとする。ただし、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児等は、災害時要援護者保護の観点から安全性を勘案の上、必要に応じて屋内における避難生活を送ることができるものとする。
- (5) 避難地区又は警戒地区の町民等が避難場所まで避難する方法は、原則として徒歩によるものとする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な町民等については、必要最小限の車両による避難ができるものとする。

5 避難救護等の対策

- (1) 町は、あらかじめ自主防災組織単位で、在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等、避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。
- (2) また、外国人に対する情報伝達においては、多言語、簡単な日本語による伝達ができるように配慮する。
- (3) 警戒宣言に基づき町長より避難の勧告又は指示が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災組織が指定する者が担当するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- (4) 町は、警戒宣言が発せられた場合、アに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- (5) 町が避難者に対して実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ア 建物またはテントへの収容
 - イ 飲料水、主要食料及び毛布等の供給
 - ウ その他必要な救護措置
- (6) 町は、エに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。なお、町長は、避難者に対し避難生活に必要な食料、飲料水、衣料等の物資の自給を要求することができるものとする。
 - ア 町が備蓄する食料、物資等の放出

- イ 非常用電源設備、給水用資機材その他防災用資機材の配備
- ウ 町内業者等に対する流通在庫物資供給等の要請
- エ 県に対する備蓄物資等供給の要請
- オ その他必要な措置
- カ 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、滞留者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

6 避難所の運営体制の整備

避難所においては多種多様な問題が生じることが予想されるため、「武豊町避難所運営マニュアル」などを活用し、地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。

7 児童、生徒の避難安全対策

児童、生徒（以下「児童等」という。）の安全確保のため、東海地震注意情報の発表された場合、原則として次のとおり取り扱うものとし、あらかじめ児童等、保護者及びその他の関係者に周知しておくものとする。

- （１）児童等が在校中の場合は、授業等を中止し、町教育委員会が定めた方法で小学生は保護者への引渡し、中学生は集団下校により、児童等を速やかに下校させるものとする。
- （２）児童等が登下校中の場合は、町教育委員会が定めた方法で速やかに帰宅するよう指導する。
- （３）児童等が在宅中の場合は、休校とする。
- （４）上記の休校措置は、東海地震注意情報が発表され、観測値の異常が大規模地震に結びつかないと判定された場合若しくは警戒解除宣言が発せられるまでの間継続するものとする。

8 保育園児の避難安全対策

保育園児の安全確保のため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取扱うものとし、あらかじめ保護者等及びその他の関係者に周知しておくものとする。

- （１）保育中の場合は、保育を中止し、速やかに保育園児を保護等に引き渡すものとする。
- （２）保育園児等が登降園中の場合は、速やかに帰宅するよう保護者を指導する。
- （３）保育園児等が在宅中の場合は、休園とする。
- （４）上記の休園措置は、東海地震注意情報が発表され、観測値の異常が大規模地震に結びつかないと判定された場合若しくは警戒解除宣言が発せられるまでの間継続するものとする。

9 滞留者の対策

警戒宣言が発せられた場合の鉄道の運行規制及び自動車の交通規制等により町内に滞留者が生じたときは、次のような措置をとるものとする。

- （１）鉄道の運行規制により生じた滞留者は、本章第9節の第2「鉄道」により措置する。
- （２）自動車の交通規制により生じた滞留者は、本章第9節の第1「道路」により措置する。
- （３）滞留者の内、自己の責任による行動を希望する者以外の者は、最寄りの避難場所へ避難させる。
- （４）町が開設した避難場所における滞留者への対応は、町民に準じて行う。

第2 警察官が行う避難対策

(1) 警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認められときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認められるときは、危険な場所への立入りを禁止し、もしくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) 警戒宣言が発せられた場合に町が行う避難対策において、町長が避難のための立ち退きの指示ができないと認めるとき又は町長から要請があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。

(3) 警察官が避難のため立ち退きを指示したときは、直ちにその旨を町長に連絡するものとする。

第3 県公安委員会が行う交通規制

県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合、広域避難場所及びその周辺道路等において駐車禁止、一方通行及び指定方向外進行等の必要な交通規制を行う。

第3節 消防、津波・水防対策

第1 消防対策

警戒宣言が発せられた場合、町、知多中部広域事務組合消防本部及び武豊町消防団は、地震に伴う火災及び混乱等の防止のため、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても資機材の点検、整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、準備等必要な体制をとるものとする。

- (1) 町民等への防火及び初期消火に関する啓発、広報
- (2) 火災発生に備えた部隊及び資機材の配備
- (3) 東海地震予知情報等の収集、伝達、周知及び広報体制の確立
- (4) 避難対象地区における避難のための立ち退きの指示、避難誘導及び避難路の確保
- (5) 事業所、施設等に対する地震防災応急計画実施の指示
- (6) 高所見張り及び警戒巡視等、火災早期発見のための措置
- (7) 自主防災組織及び自衛消防組織等の消防活動との連携、指導
- (8) その他必要な措置

第2 津波・水防対策

警戒宣言が発せられた場合、町、県、知多中部広域事務組合消防本部及び武豊町消防団は、津波水防対策として次の事項を推進するものとする。なお、東海地震注意情報が発表された場合の対応については、上記第1消防対策に準ずる

- (1) 津波情報等の収集、伝達、周知及び広報体制の確立
- (2) 海上及び海岸に出ている者に対する避難の勧告又は指示
- (3) ふ頭に接岸又は作業中の船舶及び沿岸地域への注意喚起

- (4) 海岸、河川の監視警戒の強化及び水門、樋門、防潮扉の操作体制の確立
- (5) 浸水、水防対策用資機材の点検及び配備
- (6) ため池、河川、排水路、下水道等に係る応急防災対策の準備
- (7) その他必要な措置

第4節 警備対策

第1 半田警察署

警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱、交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、早期に警備体制を確立し、民心の安定を図るため、次の警備活動を重点として推進する。

- (1) 警備対策並びに交通対策等の企画、調整及び推進
- (2) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達に対する協力
- (3) 警察広報
- (4) 各種情報等の収集、伝達及び警察広報
- (5) 重要施設等の警戒
- (6) 交通関係団体の地震防災緊急応急対策等の実施促進
- (7) 避難の指示又は警告及び避難誘導
- (8) 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- (9) 交通秩序の維持
- (10) 他の機関が行う応急対策等に対する協力
- (11) 緊急輸送車両の確認
- (12) 不法事案の取締り
- (13) 混乱防止対策

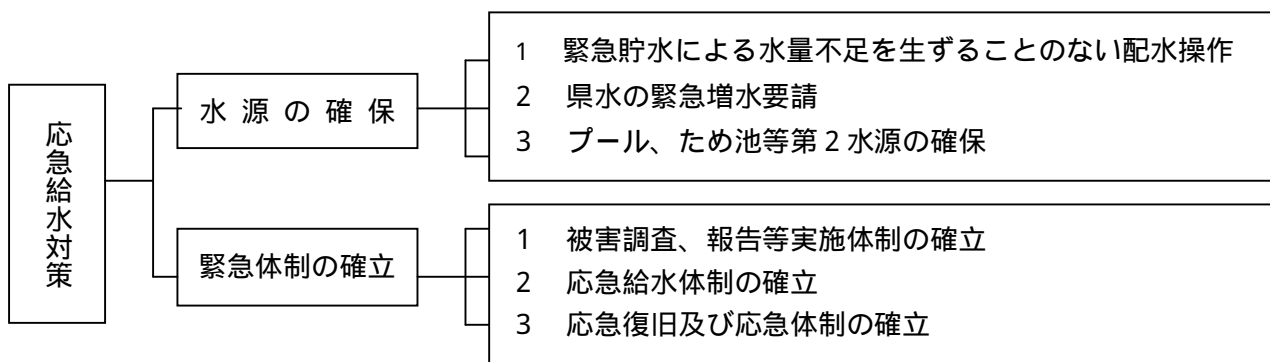
第2 名古屋海上保安部

名古屋海上保安部・衣浦海上保安署は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

第5節 水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送関係

第1 水道

町は、警戒宣言が発せられた場合、防災同報無線、広報車等により、発災に備えた緊急貯水を町民等に強力に呼びかけるとともに、次の措置をとるものとする。



- ア 町民等の飲料水等の緊急貯水によって、水量不足を生じないように配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- イ 配水池の水量を確保するため、必要に応じて県水に対し緊急増水の要請を行う。
また、場合によっては、県水の送水管からの支援連絡管の活用を図るものとする。
- ウ 県水送水管からの応急給水支援設備を活用する。
- エ 飲料水がなお不足する場合も想定し、町内各学校のプール、ため池、河川等を第2水源として、自主防災組織の協力のもとに、ろ水機により浄化使用できる体制をとる。

第2 下水道

町は、警戒宣言が発せられた場合、下水道の災害応急対策として次の措置を講じる。

- (1) 衣浦西部流域下水道を管理する県との連携の下に地震災害警戒体制をとり、施設の安全点検の実施及び発災後における管渠、処理場等下水道施設を迅速に応急復旧するための体制を確立するものとする。
- (2) 警戒宣言が発令された場合、施工中の下水道工事は、原則として道路交通の確保及び必要な安全措置を講じたうえで中断するものとする。

第3 電気

中部電力株式会社は、地震災害の予防及び復旧対策にとって必要不可欠である電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の危険にかんがみ、作業員の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視、特別点検

給電制御所、有人の水力発電所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて施設保全及び人身安全上の応急措置を次表により実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び中部電力株式会社と隣接する各電力会社間で締結された「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道関係機関及びホームページを通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

第4 ガス

1 都市ガス

東邦ガス株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。

また、他の都市ガス事業会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 供給の継続

警戒宣言が発せられたら場合においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

(3) ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、予め定める点検要領に従い巡視点検を行う。

(4) 工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

2 LPガス(プロパンガス)

警戒宣言が発令された場合、社団法人愛知県エルピーガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。また、同協会の中央支部武豊ブロックは、広報車等により町内の需要家に対し、安全措置の広報を行うものとする。

第5 通信

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ放送等を通じて、情報提供及び必要な広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ 電報の受付、配達状況

ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況

エ 西日本電信電話株式会社の名古屋支店における業務実施状況

オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法

カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤルの提供(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供するとともに、報道機関への

連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。

(4) 建物、施設等の巡視及び点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信について巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信施設、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。

中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近町民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

第6 放送

日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各局は、警戒宣言が発せられた場合、社内の防災組織を整備した上で迅速かつ正確な報道を実施し、その業務を通じて地域における防災活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

株式会社武豊ニューテレビは、町の地震防災応急対策等が円滑に行われるよう、町内の放送広報活動等において協力する。

なお、放送にあっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。

第6節 生活必需品の確保

町は、警戒宣言が発せられた場合、国及び県と連携して、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び価格高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

また、生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも営業を行うよう要請するとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講ずるものとする。

なお、各家庭においては、警戒宣言発令時には町から食料を始めとする物資は原則として供給されず、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、3日分程度の飲料水、食料を始めとする生活必需品を常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

町は平常時からこれらの対応についての周知徹底に努めるものとする。

第7節 金融対策

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられた場合、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講ずるよう要請する。

また、農業協同組合系・漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と緊密な連携をとり

つつ、同様の措置を講ずるよう要請する。

第1 民間金融機関の措置

(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客のふくそう状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口業務を停止した旨を取引者に周知徹底する。

この場合であっても、町内の警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

(2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲示することによる。

(3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わない。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮したうえで現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

(4) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。

(5) 発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置を講ずる。

(6) その他、地域の金融上の混乱の未然防止に十分配慮する。

第8節 郵政事業対策

第1 郵便局の措置

(1) 警戒宣言が発せられた時点から、郵便局における業務の取扱いを停止する。

なお、郵便貯金等に関する業務の窓口取扱時間内に警戒宣言が発せられた場合は、預金者の緊急需要にこたえるため、普通郵便局及び集配特定郵便局において郵便貯金の払戻金の払渡しの窓口取扱いを行う。

(2) 郵便貯金自動預払機等は、機器の管理が可能な場合に限り、取扱いを行う。

(3) 警戒宣言は発せられた場合は、郵便局における窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱い時間を局前に掲示する。

(4) 外務職員その他局以外において郵政業務に従事している者は、原則として速やかに帰局する。

第9節 交通対策

第1 道路

警戒宣言が発せられた場合、県公安委員会は、道路管理者（県・町）と協力して適切な交通規制を実施し、町民等の避難、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が円滑に行えるよう道路交通の確保

を図るものとする。

1 運転者のとるべき措置の周知

県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

- (1) 運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、キーを付けたままドアをロックせずに窓を閉めておく。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとならない場所を選ぶこと。

2 道路交通規制の基本方針

- (1) 一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制するとともに、強化地域内への流入を極力制限し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (2) 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は原則として制限しない。
- (3) 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

3 交通規制の内容

- (1) 警戒宣言が発令された場合は、大震法及び道路交通法により、次の交通規制を行う。

ア 強化地域規制

緊急輸送を確保するため、南知多道路武豊ICからの一般車両流入を制限するとともに、交通の混乱等により、避難及び地域防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通の規制及び見直しを行う。

イ 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、一方通行、及び指定方向外進行禁止等の必要な交通規制を行う。

ウ 石油コンビナート等特別防災区域の周辺道路

愛知県石油コンビナート等防災計画に基づく必要な交通規制を行う。

4 交通規制の方法

大震法に基づく交通規制を実施する場合は、同法施行規則第5条に定める次の標示をして行うが、緊急を要するとき、又は設置が困難であるときは、警察官の現場における指示により交通規制を行う。

5 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、ラジオ、看板等により適時、適切な広報を実施する。

6 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

- (1) 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。
- (2) 強化地域内へ入ろうとする車両にあつては、その流入を極力制限する。
- (3) 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報及び指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

7 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な措置を講ずる。

8 緊急輸送車両の確認

(1) 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大震法第24条の規定により緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条の規定により緊急輸送車両の確認を行うものとする。

(2) 緊急輸送車両の届出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、資料10の「緊急通行車両等届出書」を県又は県公安委員会の下記、緊急通行車両等確認事務担当部局に提出するものとする。

(3) 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、緊急輸送車両確認証明書を作成し、標章とともに申請者に交付する。

(資料)

- ・ 28 緊急通行車両等届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(附属資料P46)
- ・ 29 緊急通行車両等確認証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(附属資料P47)
- ・ 24 緊急輸送車両一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(附属資料P39～)
- ・ 30 標章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(附属資料P48)

第2 鉄道

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるよう極力運行を継続する。なお、安全に運行可能と判断した場合は、警戒宣言が発せられた場合においても運行を継続できるものとする。

1 中部陸運局

中部運輸局は、鉄道について次の措置をとるものとする。

- (1) 東海地震注意情報が発表された段階から、各事業所がとる準備行動を支援する。
- (2) 警戒宣言発令時において、基本的に強化地域内へ進入する予定の列車は進入を禁止し、同地域内を運行中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止し待機させる。ただし震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域における対応については、各事業者の策定した運行とする。

2 東海旅客鉄道株式会社

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運転取扱い

- (ア) 旅客列車については運行を継続する。ただし、長距離夜行列車については強化地域への進入を禁止する。
- (イ) 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 旅客への対応

- (ア) 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発せられた場合の列車の運転計画を案内する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運転取扱い

- (ア) 警戒宣言発令後、次の各号に掲げる列車の運転取扱いを実施することとする。(在来線)
- (イ) 強化地域への進入を禁止する。
- (ウ) 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
- (エ) 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

イ 旅客の対応

- (ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により、列車の運転状況について案内する。
- (イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、町の定める避難所へ避難させる等の必要な措置をとる。

3 名古屋鉄道株式会社

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

- (ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。

(イ)情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように輸送力を増強する。

イ 旅客への対応

(ア)旅客に対して、警戒宣言は発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。

(イ)地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。

(ウ)東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。

(エ)ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増強を依頼することもある。

(2)警戒宣言発令時

ア 列車の運行

(ア)強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄りの駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。

(イ)強化地域内の列車は、強化地域内へ進入せず、予め定めた駅での折り返し運転を行う。

イ 旅客への対応

(ア)東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。

(イ)強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折返し駅までの案内を実施する。

第3 海上交通

1 名古屋海上保安部

名古屋海上保安部・衣浦海上保安署は、警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するための応急対策として、次の措置をとるものとする。

(1)津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告を行うとともに、必要に応じ入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じ若しくは荷役の中止を命ずる等、所要の措置をとる。

(2)港内、狭水道等船舶交通の混雑が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

(3)臨海施設等危険物を取り扱う施設については、危険物の流出等の事故を防止するため、必要な指導を行う。

2 中部運輸局

中部運輸局は、第四管区海上保安本部及び名古屋海上保安部と協力して、関係事業者等への応急措置の実施指導を行う。

第10節 病院、診療所

病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入

院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

なお、病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。

第 1 1 節 小売店等

警戒宣言が発せられた場合、小売店等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

第 1 2 節 緊急輸送

第 1 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲はおおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救護物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員、物資及び機材

第 2 緊急輸送の方針

緊急輸送は、町、県、関係機関等が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとする。

実施にあたっては、輸送手段の競合を生じないよう緊急輸送関係機関及び実施機関はあらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとし、警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、町及び県の警戒本部において調整を行うものとする。

第 3 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の本町における緊急輸送ルートは、第 2 編第 4 章第 2 節 (2) で定める道路とする。

(資料)

- ・ 27 緊急輸送路一覧表 < 町内 > (附属資料 P 3 9 ~)

第4 緊急輸送基地等の設定

警戒宣言が発せられた場合、次の緊急輸送基地及び集積地点を設定する。

施設名	所在地	電話番号
中央公民館	山ノ神20-1	73-2424

第5 緊急輸送車両等の確保

町、県、関係機関、輸送関係業者等の保有する車両をいったん警戒本部に集結し、各地区に必要な物資及び人員を緊急輸送するものとし、各地区ごと最低3台（資機材輸送用トラック2台、人員輸送用車両1台）の4地区、計12台を確保する。

なお、予備車両としてトラック2台、ライトバン2台を本部基地に備えつける。

(1) 町は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送に備え、輸送関係業者等の協力を得て、緊急輸送車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

<確保すべき車両>

各小学校ごとに最低3台（資機材輸送用トラック2台、人員輸送用車両1台）の4地区、計12台とする。なお、予備車両としてトラック2台、ライトバン2台を本部基地に備えつける。

(2) 町は、輸送用手段の確保のため必要がある場合は、県及び関係機関に協力を要請するものとする。

(資料)

- ・ 24 緊急輸送車両一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(附属資料P39～)

第6 緊急輸送車両の事前届出

1 緊急輸送車両の事前届出

緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ緊急輸送車両の事前届出を行うこととする。

(資料)

- ・ 28 緊急通行車両等届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(附属資料P46)

2 緊急通行車両等事前届出済証の交付範囲

事前届出済証を交付する車両の範囲は、本計画に定める地震防災応急対策を実施するために必要とされるもので、かつ、第1の緊急輸送の対象となる人員、物資等の輸送に必要な範囲の車両とする。

3 緊急輸送車両確認の効力

大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送用車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送を継続して実施することができる。

第7 海上緊急輸送

1 名古屋海上保安部

名古屋海上保安部・衣浦海上保安署は、人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかにその要請に応じる。

2 中部運輸局

中部運輸局は、緊急輸送の要請を受けた場合、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域業者と迅速に連絡を取り、緊急輸送に使用しうる船舶の出動可能隻数とその輸送能力等の確認を行い、速やかに出動できる体制を整えるものとする。

第13節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、町は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとする。

町以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業者、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供し、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供し、事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第6章 町が管理又は運営する施設に関する対策

第1節 基本方針

町は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川・海岸、不特定かつ多数が出入する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

第2節 対策

第1 道路

地震が発生した場合に想定される道路の被害は、路面のき裂、沈下、路肩・法面の崩壊、橋梁の損傷等である。このため、町は、東海地震注意情報が発表された段階から、次の管理上の措置をとるものとする。

- (1) 防災同報無線及び広報車等を利用し、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手のとるべき措置等を道路利用者に伝達する。
- (2) 緊急道路パトロールを実施して交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握し、必要な安全対策を講じたうえ、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。
- (3) 発災後の迅速な情報収集のため、重要区間を定め情報収集体制を整備する。
- (4) 緊急輸送道路等の応急復旧作業の配備体制を整える。
- (5) 応急復旧用資機材の確認点検を行う。
- (6) その他、県、警察等関係機関と連携協力して必要な措置を講じる。

主要町道

路線名	延長(m)	摘要
本宮山線	4,434.30	1級町道
環状線	1,255.9	"
山ノ神線	947.6	"
六貫山線	2,230.4	"
武豊港線	1,417.8	"
武富線	2,602.4	"
市原・富貴線	1,388.0	"
富貴線	2,138.5	"
壺町田線	98.9	2級町道
北山線	2,161.0	"
梨子ノ木線	1,162.3	"
平井線	1,033.6	"
前田・石川線	1,106.8	"
上山ノ田線	1,052.7	"
寺坂線	1,264.6	"

路線名	延長(m)	摘要
小松谷線	1,119.2	2級町道
川尻線	1,138.8	"
大門田線	710.1	"
目堀線	1,073.7	"
南部線	756.5	"
界道線	671.1	"
大高山線	1,235.4	"
東大高線	1,154.1	"
笠松線	1,360.8	"

(資料)

- ・ 27 緊急輸送路一覧表(町内)・・・・・・・・・・・・・・(附属資料P45)

第2 河川及び海岸保全施設

(1) 町管理の主要河川は、準用河川石川を始め6河川である。これらの河川は、大半が一次改修済みで、かつ大部分の区間が掘込形式であるため、平水時には、地震の発生により護岸や堤防にき裂や陥没等が生じて、大きな浸水被害は生じないものと想定されるが、不測の事態に備え、東海地震注意情報が発表された段階から、次の措置をとるものとする。

- ア 河川の緊急巡視を行い、工事箇所等を把握し、必要に応じ河川における工事の中断等の措置をとる。
- イ 発災後に備えた情報収集体制を整備する。
- ウ 応急復旧用資機材の確認点検を行うとともに、町内業者との連携のもとに応急復旧作業の配備態勢を整える。
- エ その他、県と連携協力して必要な措置を講じる。

町管理の主要河川

河川名	延長(m)	摘要
石川	1,000	準用河川
浅水川	1,000	"
浦島川	1,200	"
北川	700	"
石田川	500	"
笠松川	600	"

(2) 水門、樋門、防潮扉等は、津波対策上重要な施設であり、東海地震注意情報が発表された段階から、次の措置をとるものとする。

- ア 緊急の巡視及び操作点検を実施し、燃料、機器、機材等を確認の上、操作可能な状況を保持する。なお、操作配備体制は、武豊町水防計画によるものとする。
- イ 発災に備え、潮位及び内水の状況を考慮の上、あらかじめ必要な操作を行う。
- ウ その他、施設管理者である県と連携協力して必要な措置を講じる。

第3 排水施設

水防上不可欠な雨水等の強制排水機能を保全するため、東海地震注意情報が発表された段階から、発災に備え、排水ポンプ場について次の措置を行う。

- (1) 施設の緊急点検を行い、エンジン、自家発電機等の燃料、機器、機材等を確認の上、操作可能な状況を保持するとともに、燃料等の補充を行う。
- (2) 貯留水を可能な限り排水しておくとともに、発災後の応急復旧体制を確立しておく。

第4 農業用施設(ため池)

地震の発生により堰堤の決壊等が生じた場合、大規模な浸水被害の発生が予想されるため池は次のとおりである。

東海地震注意情報の発表の段階から、町は、地震災害を未然に防止するため、各ため池の緊急巡視及び点検を実施し、水利責任者等と協議の上、必要に応じて減水等の措置をとる。

また、工事中の箇所は、速やかに安全対策を講じた後、工事中断等の措置をとるものとする。

なお、緊急点検、巡視の実施方法及び実施体制については、町水防計画及び警戒本部運営要綱の定めるところによる。

名称	貯水量(m ³)	名称	貯水量(m ³)
長成池	269,450	別曾池	248,690
六貫山新池	31,990	東廻間池	3,700
熊野池	9,630	高代池	38,750
大高新池	8,320	豆池	50,960
上原池	6,140	久原中池	57,110
上原新池	2,210	久原下池	15,110

掘込形式もしくは平常水位が低いことなどにより決壊や浸水被害の恐れが少ないため池は除いている。

第5 不特定かつ多数の者が出入する施設

町が管理する庁舎、生涯学習施設、社会福祉施設、保育園、学校等の管理上の措置は、各施設の地震防災規程に拠るところとするが、おおむね次のとおりとする。

1 一般的事項

(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

ア 東海地震観測情報が発表された場合

庁舎、施設において、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震観測情報の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合

庁舎、施設においては、東海地震注意情報及び警戒宣言が発令された場合には交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、的確、簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。

ウ 警戒宣言が発令された場合(東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む)

庁舎への来訪者、施設利用者に対して、警戒宣言が発令された旨を的確、簡潔に伝達するとともに、安全確保を図るため、庁舎、施設等から退避するよう誘導する。

(2) その他の措置

庁舎、施設において、警戒宣言が発令された場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

- ア 施設の防災点検及び応急補修、設備・備品等の転倒及び落下防止措置
- イ 出火防止措置
- ウ 受水槽等への緊急貯水
- エ 消防用設備の点検、整備と事前配備
- オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなどの重要資機材の点検等の体制

2 学校・保育園

小・中学校、保育園においては、本編第5章第2節に定めるところによる。なお、当該学校に保護を必要とする児童等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置を行うが、避難安全対策は第3章第2節「避難対策」による。

3 社会福祉施設

社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用していることが多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格を十分に考慮し、各施設において警戒宣言発令時の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

第6 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

(1) 警戒本部がおかれる庁舎においては、第5の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の点検確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この強化計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、生涯学習施設等の管理者は5の1(1)及び(2)に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第7 工事中の建築物等に対する措置工事

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。

第7章 他機関に対する応援要請

第1節 基本方針

町は地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めておくもの

第2節 対策

1 防災関係機関相互の応援要請等

(1) 町長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため大震法第26条第1項の規定により他の市町村に応援を求めようとする場合は、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。

(資料)

- ・ 95 知多地域消防相互応援協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・(附属資料P193～)
- ・ 96 愛知県内広域消防相互応援協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・(附属資料P195～)
- ・ 94 水道災害相互応援に関する覚書・・・・・・・・・・・・・・・・・・(附属資料P189～)
- ・ 98 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書・・・・・・・・・・(附属資料P222～)

(2) 町長は、地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条の規定により県知事等に対し応援を求め、又は応急措置を要請することができる。

(3) 町は、災害が発生し他の市町村等からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入れ体制を整備するよう努める。

(4) 他の市町村等から本町に応援がなされた場合の費用の負担方法は、大震法第31条に定めるところによる。

(5) 指定公共機関等が町に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めておくものとする。

2 消防機関相互の応援体制の整備

災害に関する消防機関相互の応援体制としては、現在、愛知県内及び知多地域消防相互応援協定があるが、協定地域の多くが強化地域にあつて被災地となることが想定されるため、これらの充実と合わせて更に広域的な応援体制の確立を図るものとする。

また、激甚災害となった場合は、全国の消防機関相互による応援体制として発足した緊急消防援助隊による広域応援活動を活用するための受入れ体制を整えるものとする。

3 自衛隊の地震防災派遣

(1) 派遣要請等

町警戒本部長は、地震防災応急対策実施のため自衛隊の支援を必要とするときは、県警戒本部長に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

ア 派遣を要請する事由

- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数
- オ その他参考になるべき事項

(2) 派遣基準等

町警戒本部長は、地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整をするものとする。

調整窓口等

調 整 窓 口	連 絡 先
陸上自衛隊 第10師団司令部 第35普通科連隊(守山駐屯地)	第3部防衛班 第3科 052-791-2191

(3) 派遣部隊の受入れ及び経費の負担区分

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、第4編第6章第5節「災害派遣部隊の受入れ」及び第6節「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずるものとする。

第8章 町民のとりべき措置

第1節 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、町民は、それぞれの家庭及び職場において、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

また、東海地震観測情報及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

第2節 対策

町民は、家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、次に掲げるような措置をとるものとする。

1 家庭においてとりべき措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、役場や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合には、急傾斜地崩壊危険区域・箇所の居住者等にあつては、町の指示に従い、指定された避難地へすみやかに避難するものとする。避難対象地区以外の居住者は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行うものとし、その耐震性を十分把握しておくものとする。なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。
- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかること。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (5) 火の使用は自粛すること(止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと)。
- (6) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (7) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくこと。
- (8) 身軽で安全な服装(長袖、長ズボン)に着替えること(底の厚い靴も用意すること)。
- (9) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具用意を確認すること。
- (10) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておくこと。
- (11) 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保するものとする。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛すること。

2 職場においてとるべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置を確認するものとする。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (3) 火の使用は自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達すること。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。